

平成30年度

第13回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成30年7月10日（火曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	和歌山市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について

出席委員（17名）

1番	宇治田清治	13番	廣井 伸多
2番	山本 宏一	14番	辻本 傑
3番	土橋 ひさ	15番	吉川 松男
4番	有本 太一	16番	大河内壽一
7番	吉中 雅三	17番	山本 茂樹
8番	湯川 徳弘	18番	谷河 績
9番	藤井 幹雄	19番	中村 弘
10番	岩橋 章		
11番	和田 好夫		
12番	藤井 高		

欠席委員（2名）

5番	曾根 光彦
6番	坂東 紀好

出席職員

農業委員会事務局

局 長	田村 佳紀
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	清滝 篤樹
班 長	中川 拓哉
企 画 員	井口小都美
企 画 員	東 智弘
事務副主任	殿元 輝之
事務副主任	稲垣 良典
主 事	河原 千春

13時00分 開会

◆田村局長 それでは、定刻が参りましたので、第13回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第13回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。

去る6月28日、和田委員、中村委員、藤井高委員、貴志農地利用最適化推進委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、曾根委員、坂東委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、山本宏一委員、土橋委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

◆稲垣副主任 番外 説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、23件ありました。内容は全て相続による所有権の取得です。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。なお、No1は報告事項 農地法第18条第6項の通知についてのNo2に関連しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。

なお、No2は報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更のNo1と関連しています。また、No3については利用権の解約です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について説明いたします

◆東 企画員 番外、説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号

に規定する農業用施設の届出で1件ありました。No1 申請地は松江地区・・・、南海東松江駅の・・・mに位置しています。申請人は、経営面積・・・㎡を有する農家です。今回、既存の農業用倉庫の隣に農業用倉庫を増設することで、作業場を拡大するとともに、農産物保存用冷蔵庫を設置し、効率化を図るため届出をするものです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で5件ありました。

平成30年6月11日付、19日付、29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で7件ありました。平成30年6月11日付、29日付で受理通知書を交付しています。No1、4、5は使用貸借権設定です。またNo2は賃貸借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 和歌山市農業委員会が管理する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程について、説明いたします。

◆井口企画員 番外、説明します。

本件は平成20年4月10日付けで個人情報保護管理責任者を課長とする規程を施行したのですが、字句に誤りがあったため改正するものです。

平成30年7月2日に専決し、7月4日に施行しております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、9件ございました。合計面積は田が20,000㎡、畑が1,084㎡です。

なお、No1からNo4は5月25日付け、No5は6月8日付け、No6からNo9は6月15日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただいたことといた

します。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について提案いたします。

◆河原主事 番外、説明します。

机上に対象農地の写真を配付しておりますのでご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者から証明願が1件ございました。対象農地は田のみで面積は・・・㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については議案第6号No.6で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆16番（大河内壽一） 地区の推進委員から連絡があったのですが、この田では去年の11月下旬にもものすごく草が生えていたとのことで、事務局でもご存知ですか。

◆中川班長 はい、この農地の草について、近所の方から通報があり、それに基づいて事務局で調査に行っています。その際、所有者に対して何とかしてほしいと管理のお願いをしています。

◆16番（大河内壽一） 推進委員も度々見に行っていて、3月頃にはきれいになっていたとのことですが、今また生えているというのはどういうことですか。

◆中川班長 現場に行き、推進委員のおっしゃるとおり表面上の管理は3月にされたのかも知れませんが、農地に木が生えてい

たため切り株等が多数残っており、それを解消して次の方が借りるには根を抜根する必要があります。遊休農地を解消するのに、普通に木がない状態で草刈をされている状態であれば対象にはなりません。今回の場合は切り株等が残っており、普通の農地に戻すには非常に負担がかかるという中で、遊休農地証明ということで出させていただきました。次の方はユンボを入れて根を取ることになると聞いております。また、3月の時点から後数ヶ月経ちまして、また草が生えているという状況です。推進委員との見解の違いはあるのかもしれませんが説明させていただいております。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、他に何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が3件ありました。No.1 昭和・・・年頃より宅地として利用している。No.2 平成・・・年頃より宅地として利用している。No.3 平成・・・年頃より宅地として利用している。

また、No.1からNo.3については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）及び（8）の条件を満たしていると思われま。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で3件ありました。

No1からNo3については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

No1 申請地は、山口地区・・・、山口小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は農業を営んでおりますが、農地を維持しつつ安定的な収入を確保する目的で、過去に営農型太陽光発電設備の許可申請を行い、平成・・・年・・・月・・・日に許可を取得しております。今回の営農型太陽光発電の申請については、許可後から3年ごとに更新の

申請をする必要があり、改めて許可申請を行うものです。なお、当申請地について県担当と現地調査を行った結果、現在も水稲耕作していることを確認しております。

No2 申請地は、小倉地区・・・、JR和歌山線船戸駅の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は農業を営んでおりますが、自宅前の前面道路が狭く、自宅敷地以外では車の方向転換も出来ないことについて不便を感じており、その解決策として自宅前の当申請地を駐車スペースを兼ねた庭園として転用するものです。

No3 申請地は、三田地区・・・、三田小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は農業を営んでおりますが、高齢等の理由から耕作が困難となっており、また隣接の方からの要望もあったため露天駐車場として転用するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆清瀧副課長 番外、説明します。

No1 申請地は、紀伊地区・・・、誠佑記念病院の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営んでおり、顧客である・・・が賃借している職員用駐車場の契約期限が近々満期となり、また、現在の駐車場では、駐車スペース不足等の問題もあることから、代替地として転用するものです。

No 2 申請地は、小倉地区・・・、JR和歌山線紀伊小倉駅の・・・mに位置し、概ね500m以内に鉄道の駅がある、第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、当法人が運営する・・・である・・・入者のための屋外活動の場として、運動場、園芸施設、来客用駐車場へ転用するものです。

No 3 申請地は、和佐地区・・・、市立和佐小学校の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人家族は現在、・・・に・・・とともに居住していますが、子供の成長とともに手狭になってきたため、・・・に近い・・・名義の農地に住宅を建てるため転用するものです。なお、使用貸借権設定です。

No 4 申請地は、安原地区・・・、学校法人智弁学園の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は不動産業・建設業を営んでおり、土砂・土木資材などの資材置場の不足を解消するため、当該申請地を資材置場として転用するものです。

当議案については中村委員、和田委員により現地調査並びに事情聴取を行っており

ます。No 1、2は中村委員から、No 4は和田委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No 1、No 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので中村委員さん報告願います。

◆19番（中村 弘） 報告します。

6月28日に和田委員、事務局殿元氏と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

No 1 申請地は和歌山市・・・、田、面積は・・・㎡。第2種農地で現況は休耕地です。申請者は譲受人の・・・、・・・氏で、資本金・・・万円、従業員・・・名、設立は昭和・・・年・・・月・・・日、主な事業内容は土地建物賃貸業で、年間売上高は約・・・円です。譲渡人は和歌山市・・・、・・・氏外・・・名です。事情聴取の出席者は申請担当の・・・氏で行いました。転用理由は露天貸駐車場で、申請地の隣接で経営している・・・が賃借している職員用駐車場の契約期限が近々切れ、土地所有者に返却しなければならず、代替地として・・・の敷地と一体化して計画することができる申請地を申請者が自己資金で購入し、露天駐車場・・・台分を設置し、年内に碎石で造成し、・・・に賃貸したいとのことで申請に至ったそうです。なお、・・・敷地はすべて申請者の所有地で・・・に賃借しています。進入路は北側国道24号バイパス道路に面しており、・・・入居者、従業員用駐車場、・・・敷地内からも利用できるように計画しているとのこと。隣接農地は無く、水路は現況のまま使用し、六箇井土地改良区の同意書の添付もあり、特に近隣農業への影響等問題は無いと思われませんが、皆様方の慎重なご審議をよろしく願います。

N o 2 申請地は和歌山市・・・、田、面積は・・・m²、第2種農地で現況は休耕地です。申請者は譲受人の和歌山市・・・、・・・氏、事業内容は第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業、設立は昭和・・・年・・・月・・・日、従業員数は・・・名、主に・・・約・・・名が24時間入所しているとのことです。譲渡人は和歌山市・・・、・・・氏です。事情聴取の出席者は申請者の・・・氏、・・・、行政書士事務所の・・・氏で行いました。転用目的は申請者の・・・では生活介護と施設入所支援の事業を行っており、支援の内容として入浴、レクリエーション活動を含む生活全般となり、利用者の方々より1日をほぼ施設内で生活することとなり、野外活動の機会を増やしたいとの希望がありました。また、施設内は駐車スペースが・・・台分しかない現状もあるため、屋外活動の場として、多目的運動場と園芸場にパレットを36枚敷いてその上に同数のプランターを設置し、花、サボテン等の多肉植物を植えてもらって、その隣に来客用の露天駐車場を碎石を敷き約11台分確保したいと考え、申請地を適地と考え土地所有者に相談したところ快諾してもらったとのことです。事業資金計画は自己資金で、完成予定は来年1月末とのことです。また、申請地は・・・から約・・・m、徒歩約・・・分で来れる所であり、隣接農地所有者の同意書、紀の川左岸土地改良区の同意書も添付されており、進入路、排水計画、近隣農地や水路への影響がないと思われませんが、皆様方の慎重なご審議をよろしくお願いします。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます

した。続きまして、N o 4につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので和田委員さん報告願います。

◆11番（和田好夫） 報告します。

N o 4 6月28日に中村委員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請者の・・・は不動産業者で、土木工事、リフォーム工事、不動産仲介業等を行っているそうです。会社設立は平成・・・年・・・月、資本金・・・万円、従業員数・・・名、年間売上額は約・・・円とのことです。現在、・・・に・・・m²の借地、・・・に・・・m²の自社所有地に型枠等の資材、残土、重機2台を置いて営業していますが、非常に手狭になりましたので、最近仕事の注文が多い海南市にも近い申請地について、その所有者に申し入れをしたところ快諾してもらい、今回の申請に至ったとのことです。申請地の所在地等は事務局から報告があったとおりで、申請地の現況は県工業用水道路側より調査したところ、高いところで約5mの盛土がされており、表面にはビニールの破片や空き缶等も見られました。

事情聴取については、申請者・・・の・・・、行政書士事務所の・・・氏、産業廃棄物の不法投棄等も考えられますので市の産業廃棄物課の宮内氏、北尾氏にも同席してもらいました。なお、地権者の・・・氏は欠席されました。申請者が地権者から説明を受けているところを説明していただきました。地権者の・・・の時代から残土等が不法投棄され、フェンスを設置したりしていろいろ努力してきたとのことです。フェンスも壊れてきたので、最近道路の安全確保のため、県工業用水道事務

所が大きな木の杭、矢板等で補強しています。なお、市産業廃棄物課の担当者によると過去に一度も問題となっていなかったとの回答でした。申請者は用地整理にあたり、廃棄物が出た場合は法律に基づき何年かかっても必ず責任を持って対応するとの回答でした。資金は自己資金で、隣接農地はありません。雨水を放流する冬野水利組合管理者の同意書も添付されています。以上で報告を終わりますが、出席委員の皆様方の慎重なご審議をよろしく申し上げます。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外 説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が13件ございました。

No1、No2、No7、No9は賃貸借権、それ以外は使用貸借権の設定です。期間はNo5が1年、No8、No11からNo13が2年、No3、No4、No9、No10が3年、No1、No2が5年、No6が10年、No7が19年です。また、No8からNo13については農地中間管理事業による和歌山県農業公社との貸借権の設定です。

面積は田が20,726㎡、畑が3,4

54㎡、合計24,180㎡でした。

なお、No1からNo2及びNo7については新規就農となり、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No1、No2及びNo7につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので藤井高委員さん報告願います。

◆12番（藤井 高） 報告します。

6月28日に事務局稲垣氏、河原氏とともに現地調査並びに事情聴取を行いました。

No1及び2 申請者は和歌山市・・・氏・・・歳です。漬物店で働いていたのですが、新規就農したいということで農地を探していたところ、近くの・・・氏外・名の方が貸してくれるということで申請に至りました。・・・氏から・・・㎡、賃貸借料が・・・円で、もう1枚が・・・氏から・・・㎡、賃貸借料が・・・円で借りることです。野菜作りは何を作るのか聞いたところ、第一にネギを作りたいとのことでしたので、専門に作っている農地利用最適化推進委員の貴志委員にも来ていただいている話を聞いてもらいました。申請者は年間に5回の収穫をし、500万円程度上げたいとの計画でしたが、貴志委員によると5回はちょっと無理ではないか、よくて3回ぐらいではないかとのことでした。結局、がんばって3回、忙しい時には・・・に手伝ってもらおうとのことでしたが、生産が安定すれば農地をできるだけ増やして行きたいとの希望があり、一生懸命頑張りますとのことでした。将来が楽しみな好青年であると思いますが、皆様方の慎

重なご審議をよろしくお願いします。

N o 7 利用権設定者は和歌山市・・・氏です。利用権設定を受ける者は和歌山市・・・です。場所は和歌山市・・・外・・・筆・・・㎡。県立和歌山高校の・・・mに位置し、山のふもとで東西に分かれており、中央に道路があります。東側にはイチゴハウス、マンゴー、シイタケ、西側にはブルーベリー、ブドウ等を作りたいということです。今のところ9月からイチゴハウスを作り、栽培にかかって行きたいとのこと。イチゴについては、私もはじめて聞いたのですが生ではなくチップにして出荷するとのこと。関西ではあまり聞いたことが無いのですが、関東では良く出ているようで、チップを作る機械も購入しており、買い手も既に決まっているそうです。イチゴの栽培については、これまで専門に作ってきた夫婦を雇って作ってもらおうそうです。そして徐々にマンゴー、ブルーベリー、シイタケ、ブドウも作って行きたいとのこと。最初現場に行くまでは43筆ということで、数えるだけでも大変だと考えていたのですが、現地に行ったところ穏やかなところであり、田んぼの状態ではなくユンボも入って広く整地されつつありました。これだけの広い場所で完成まで何年ぐらいかかるのか聞いたところ、完成予定は5年から6年後を見込んでいるとのこと。・・・氏は建設業を主に行っており、・・・氏、・・・氏との3名で1人150日の作業ができるとのこと、他にも人を雇っていく予定とのことですが、今のところは徐々にやって行きたいとのことでした。機械も購入し、非常に積極的にやっているの

で、このまま行けばいいものができるのではないかと思います。その点に関しては確約書等の提出もあり、途中で仕事を放棄するようなことはおそくないのではと考えます。皆様方の慎重なご審議をよろしくお願いします。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について説明が終わりでしたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆3番（土橋ひさ） この・・・さんというのは、・・・のメンバーの方ですか。他の2名の方と会社を作って、これから農業をやっていくということですか。

◆12番（藤井 高） そうです。社長さんです。自分の土地を・・・に貸して自分が代表者になっています。

◆13番（廣井伸多） 会社は今回立ち上げたのですか。

◆中川班長 会社の設立は平成・・・年・・・月・・・日です。

◆15番（吉川松男） これは山に積んでるところ。あそこにするんですか。

◆中川班長 そうです。山は削ってもうないと思いますが。

◆12番（藤井 高） 今は草が生えていて、こんなところでできるのかなって思うようなところ。今草が生えていて、こんなところでできるのかなって思うようなところ。今草が生えていて、こんなところでできるのかなって思うようなところ。

◆15番（吉川松男） 何とか言う土建屋の会社よ。

◆中川班長 はい。知っています。

◆15番（吉川松男） ちょっと問題あるんとかいいますか。

◆中川班長 今回は社長自らの土地を会社で借りるということなので、土地の貸し借りの関係上は何ら問題ないと思います。

◆15番（吉川松男） マンゴー作ってるやろ。

◆中川班長 はい。一部作っています。

◆12番（藤井 高） マンゴーもかなり大きくなっています。1つハウスがあります。もう古いんですけど。

◆7番（吉中雅三） 全部の筆はどんな現況ですか。

◆中川班長 まだ造成途中です。

◆12番（藤井 高） 今は造成するためにユンボが入っています。イチゴから始めたいとのことで、道が中央にあって、東と西に分かれており、東側に9月から、まずイチゴのハウスを3棟ぐらい作りたいとのことでした。

◆9番（藤井幹雄） 議論が良くわからないのですが、整理すると自分の土地を自分が代表取締役になっている法人に貸すということですか。赤の他人が3人で作った会社ということですか。

◆会長（谷河 績） ……さんというのは、はっきり言うと……の代表者だと思います。多分バブルのときに買っていたのではないかと。吉川委員さんの言うとおりの農地であると、今、全部遊ばせてしまっている。今度こういう法人を作って、自分と専門家を入れてマンゴーを作って整地をしたいということらしいです。

◆7番（吉中雅三） 3条で買ったときから全然作っていないのですか。

◆中川班長 会社の社長は同じ……さんで、個人から会社の社長さんを含め役員と一緒に農業をするということになっています。

◆会長（谷河 績） 今現在、木が生えていたりいろいろやっていると。それを整地

すると現調の委員さんが言っているから、農業委員会としては見守っていかないと仕方がないということではないですか。

◆中川班長 今回につきましては農業生産法人という名前になっていますが、一般的な会社として、株式会社ということでありまして、農地の貸し借りについては解除条件付ということで、何か問題があれば解除されることもやむなしということについて確約書を書いていただいております。解除するのは農業委員会の方で貸し借り自体を解消させるということです。

一般法人との貸し借りにつきましては、解除条件付ということになっております。

貸し借りに問題があつて、これ以上営農を続けていくことが非常に困難と農業委員会が判断できるようなことがあれば解除することになるかと思えます。

あくまで自分の土地の、自分が会社の社長なので、放置しておく結局自分で自分を放置することになると思うので、そういう意味では他人に貸すより問題は少ないと思います。

今回、新しい法人での貸し借りということになりますので、過去については何も問えることはないと思います。生まれたばかりの法人です。

◆16番（大河内壽一） 信義違反があれば、もう取り上げることができるということですね。

◆中川班長 解除条件付ということですので、何かありましたら解除に向けて、我々が何らかの行動ができると思います。

それまでには経過とか、聞き取り、指導等があると思います。いきなり解除ということにはならないと思います。

◆会長（谷河 績） この議案については、農用地利用集積計画についてということで、4条申請、5条申請とは違いますので事務局として4年から6年かかるということで、特にあちら方面に行った場合に現場を見ていただいて、指導をしていただくということでいかがでしょうか。

吉川委員のおっしゃるように事務局で計画について進んでいるか、変更がある場合は総会で報告していただくということでよろしいでしょうか。議案第6号について、他に何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案については以上です。

その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第13回総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

14時10分 閉会